

報道関係者 各位

【照会先】

長野労働局労働基準部監督課
課長 柴崎 正彦
主任監察監督官 徳永 和成
(電話) 026-223-0553

自動車運転者を使用する事業場に対する、

令和3年の監督指導等の状況について

~トラック事業者の8割超が法令違反~

厚生労働省長野労働局（局長 小野寺喜一）では、このたび、管内の労働基準監督署が、令和3年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙1及び2参照）

長野労働局及び管内の労働基準監督署では、引き続き自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど、重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対処していきます。

【令和3年の監督指導の概要】

- 監督指導を実施した事業場は、94事業場、このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、77事業場(81.9%)。また、改善基準告示(※)違反が認められたのは、50事業場(53.2%)。(※)「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号)(別紙2参照)
- 主な労働基準関係法令違反は、①労働時間(48.9%)、②割増賃金(20.2%)、③時間把握(6.4%)。
- 主な改善基準告示違反は、①最大拘束時間(48.3%)、②総拘束時間(29.9%)、③休息期間(27.6%)。

(別紙1) 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況(令和3年)

(別紙2) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

自動車運転者を使用する事業場に対する 監督指導、送検等の状況(令和3年)

1 監督指導の状況

(1) 業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

※ 表中の()内は、監督実施事業場数に対する違反率。以下同じ。

業種	監督実施事業場数	労働基準関係法 令違反事業場数	主な違反事項		
			労働時間	時間把握	割増賃金
トラック	87	70 (80.5%)	44 (50.6%)	6 (6.9%)	18 (20.7%)
バス	1	1 (100.0%)	0 —	0 —	0 —
ハイヤー・ タクシー	1	1 (100.0%)	0 —	0 —	0 —
その他	5	5 (100.0%)	2 (40.0%)	0 —	1 (20.0%)
合計	94	77 (81.9%)	46 (48.9%)	6 (6.4%)	19 (20.2%)

(注1) 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）。以下、同じ。

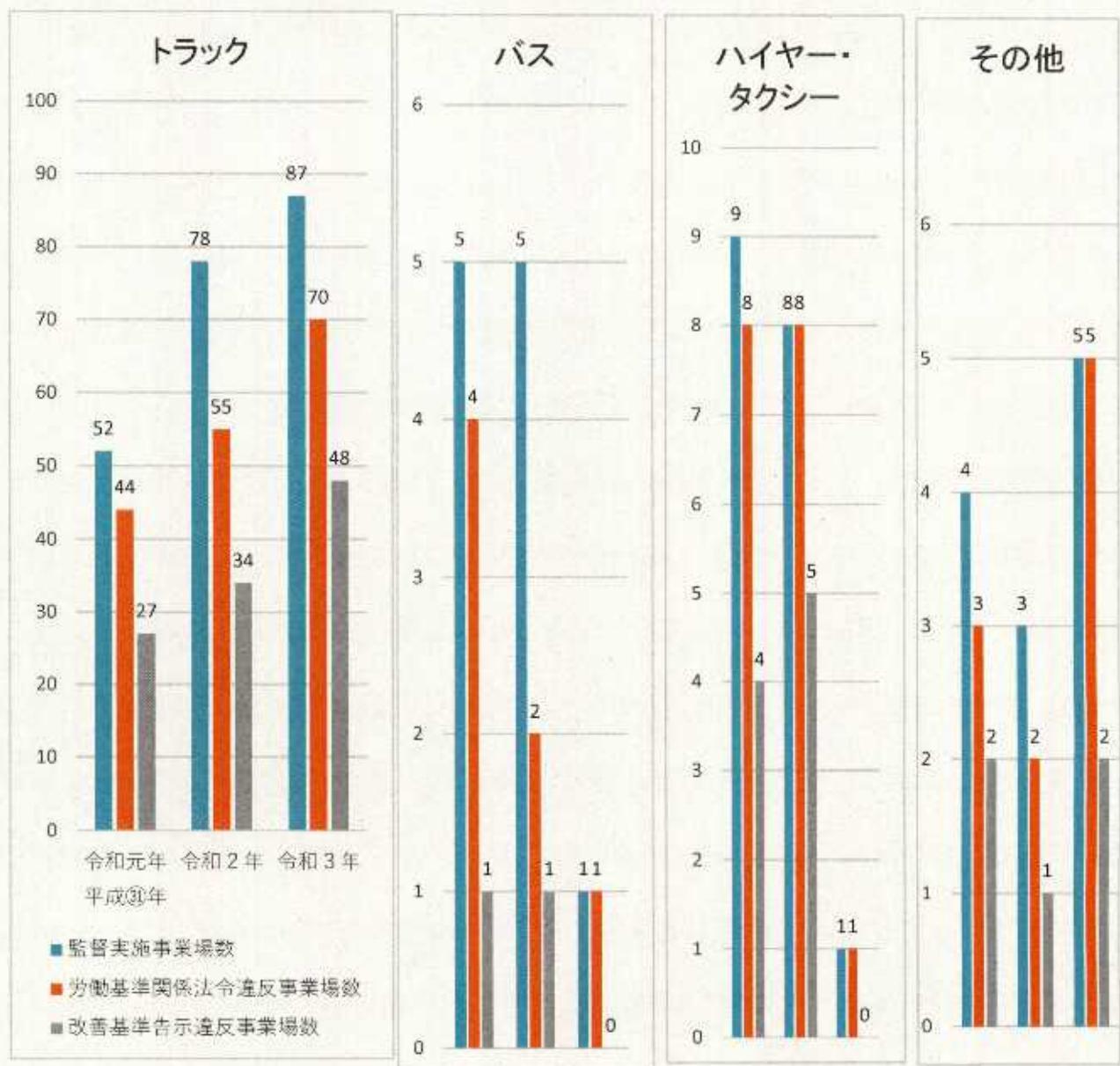
(注2) 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の合計と違反事業場数とは一致しない。以下、同じ。

(2) 業種ごとの改善基準告示違反事業場数及び主な違反事項は、次のとおりであった。

業種	監督実施事 業場数	改善基準告 示違反事業 場数	主な違反事項				
			総拘束 時間	最大拘 束時間	休息期 間	最大運転 時間	連続運 転時間
トラック	87	48 (55.2%)	24 (27.6%)	40 (46.0%)	24 (27.6%)	15 (17.2%)	22 (25.3%)
バス	1	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
ハイヤー・ タクシー	1	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —	0 —
その他	5	2 (40.0%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	0 —	1 (20.0%)	1 (20.0%)
合計	94	50 (53.2%)	26 (29.9%)	42 (48.3%)	24 (27.6%)	16 (18.4%)	23 (26.4%)

(注) 総拘束時間：1か月または1週当たりの拘束時間、最大拘束時間：1日当たりの拘束時間、休息期間：勤務と次の勤務の間の時間、最大運転時間：1日及び1週当たりの運転時間、連続運転時間：1回当たりの運転時間

(3) 平成31年・令和元年から令和3年までの3年間における業種ごとの監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数及び改善基準告示違反の事業場数は、次のとおりであった。



	トラック			バス			ハイヤー・タクシー			その他		
	平成31年	令和2年	令和3年	平成31年	令和2年	令和3年	平成31年	令和2年	令和3年	平成31年	令和2年	令和3年
監督実施事業場数	52	78	87	5	5	1	9	8	1	4	3	5
労働基準関係法令違反事業場数	44	55	70	4	2	1	8	8	1	3	2	5
改善基準告示違反事業場数	27	34	48	1	1	0	4	5	0	2	1	2

(4) 令和3年の監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

事例1（トラック）

違法な時間外労働の是正及び健康管理の実施を指導

(1)概要

- 36協定の締結・届出がなく、始業・終業時刻(労働時間)を適正に把握していなかった
- 定期健康診断を実施していない者がいた。

(2)労基署の対応

- 36協定を未締結・未届で、法定時間を超える時間外労働を行わせることは、違法であり、是正勧告した。また、労働時間の適正な把握について指導した。

指導事項

労働基準法第32条(法36条に基づく労使協定の締結・届出なく、1日8時間・1週40時間の労働時間超の労働)違反

労働安全衛生法第66条の8の3(労働時間の状況の把握)違反(※1)

労働時間の適正な把握(※2)

(3)指導後の会社の取組

- 36協定の締結・届出を実施、その限度時間の範囲内に収まるように、時間外労働を削減する意識をもつようになった。
- 荷主と交渉し、遠距離となる業務を減らした。
- 社員教育を実施し、「乗務記録簿」の記載を徹底させ、休憩時間・運転時間等を正確に記録するようにした。
- 未実施者に健康診断を実施、その事後措置も行った。

(参考)

※1労働安全衛生法第66条の8の3について

事業者は労働者に対する面接指導等の実施のため、労働時間の状況を把握しなければならない。

※2労働時間の適正な把握について

平成29年1月20日策定の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、使用者には労働時間を適正に把握する責務があることを示している。

事例2（トラック）

違法な時間外労働や健康管理措置の是正及び年次有給休暇の取得促進を指導

(1)概要

- 1日の最大拘束時間が長い(16時間超)、連続運転時間4時間超の運転者がいた。
- 定期健康診断は実施しているが、その後の「医師の意見聴取」が行われていなかった。

(2)労基署の対応

- 36協定を締結・届け出ても、協定時間を超える時間外労働を行わせることは、違法であり、是正勧告した。
- 定期健康診断を実施していても、その後の医師からの意見聴取を行わないことは違法であり、是正勧告した。
- 年次有給休暇管理簿について、残日数が把握しやすくするよう改善について指導した。

労働基準法第32条(同上)違反

指導事項

労働安全衛生法第66条の4(健康診断の結果について、医師からの意見聴取)違反(※1)

年次有給休暇の適切な取得と管理

(3)指導後の会社の取組

- 労働者に改善基準告示の順守の徹底を指示した。また、時間が長くなる可能性があれば、代替の労働者が担当できるよう配車の工夫を行った。
- 運転者の健康状態把握について、医療機関と連携し、精度を向上した。
- 年次有給休暇管理簿を見直し、労働者が取得日数・残日数が分かりやすくなるようにした

(参考)

※1労働安全衛生法第66条の4について

事業者は、定期健康診断の結果(異常所見有と診断された者に限る)に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、3か月以内に、医師等の意見を聴かなければならない。

2 送検状況

(1) 平成31・令和元年から令和3年までの3年間において、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督署が送検した件数は、業種ごとに次のとおりであった。

	平成31年・令和元年	令和2年	令和3年
トラック	0	2	0
バス	0	0	0
ハイヤー・タクシー	0	0	0
その他の	0	0	0

3 国土交通省との連携

(1) 北陸信越運輸局長野運輸支局との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るために、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果(改善基準告示違反等)を相互に通報している。

	平成31年・令和元年	令和2年	令和3年
労働基準監督機関から通報した件数	12	0	8
労働基準監督機関が通報を受けた件数	3	3	2

(2) 北陸信越運輸局長野運輸支局との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の改善・確保を図るために、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

	平成31年・令和元年	令和2年	令和3年
トラック	4	2	5
バス	0	0	0
ハイヤー・タクシー	0	0	0
合計	4	2	5

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

趣 旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

- ・長時間労働、交通事故の増加
- ・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年): 運転時間上限1日9時間、1週間48時間

通達を大臣告示とすることで労使が合意し、平成元年に「改善基準告示」を策定

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

※ 制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するのに合わせて、内容の見直しが行われ現在に至っている。

内 容

拘束時間	総拘束時間	トラック : 原則 1か月 293時間 バス : 原則 4週間平均で1週間 65時間 タクシー : 原則 1か月 299時間
	最大拘束時間	トラック、バス、タクシー : 原則 1日 16時間 (ただし、1日の原則的な拘束時間は13時間)
休息期間	トラック、バス、タクシー : 原則 繼続8時間以上	
最大運転時間	トラック : 原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間 バス : 原則 2日平均で1日9時間、4週間平均で1週間40時間	
連続運転時間	トラック、バス : 4時間以内 〔運転の中止には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。〕	
休日労働	トラック、タクシー : 2週間に1回以内、 かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内 バス : 2週間に1回以内、 かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内	

・拘束時間＝始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)

・休息期間＝勤務と次の勤務の間の自由な時間

※ その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。